

# 社会福祉法人様向け 役員賠償責任保険のご案内

平成29年4月1日 改正社会福祉法施行により  
役員への訴訟リスクが高まっています

**中途加入随時  
受付中！！**

**法人から訴えられた**

経理課長の長年にわたる横領が発覚した。本件につき行政から法人としての是正を求められ、経理担当理事が辞任したが、法人は元経理担当理事へ善管注意義務への任務怠慢責任を問い、元経理担当理事に対し、損害賠償請求がなされた。

**利用者の家族から訴えられた**

利用者の家族から、サービス提供内容が当初の約束通りのサービスとなっていなかったとして、サービス業務の責任者である理事に対し、損害賠償請求がなされた。

**近隣住民から訴えられた**

近隣住民から「騒音がひどい」という苦情を受け、施設も改善策を講じたが、同居住民は結局それを理由に引っ越し、その引越費用について理事長に対し損害賠償請求がなされた。

**職員から訴えられた**

職員から、不公平な評価があり昇級・昇格が遅れ本来もらうべき給与をもらえていなく、不当評価にあたるとして、理事長と人事担当理事に対し損害賠償請求がなされた。

- \* 役員在任中の責任は、退任後はおろか相続された家族(相続人)にまで及びます。
- \* 訴えられるのは、実際に行為を行った役員だけでなく、他の役員も「監督・監視義務違反」を理由として連帯して責任を負うことがあります。

**役員賠償責任保険はもしものときに役員個人の財産をお守りします。**

## 【役員賠償責任保険の特徴】

役員の方々が個人として訴えられた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償します。  
(役員在任中だけでなく役員退任後や期間中に新たに役員となられた方、または役員の相続人も補償の対象です。)

被保険者	記名法人のすべての役員(理事、監事)・評議員・施設長(注)
支払限度額(1請求・期間中)	5,000万円、1億円、2億円、3億円、5億円から選択
先行行為(先行行為補償特約で補償)	初年度契約の始期日以前の行為も補償
第三者訴訟(基本で補償)	社会福祉法人の役員等が職務を行うにあたって悪意・重過失によって第三者に損害を与えた場合に、第三者が損害賠償を求める訴えを提起するもの。
法人訴訟(会社訴訟補償特約で補償) * 会社訴訟補償特約分の保険料は役員の方々の負担となります。	社会福祉法人の役員等(理事、監事もしくは会計監査人または評議員)が善管注意義務や忠実義務に違反し社会福祉法人に損害を与えた場合に、改正社会福祉法第45条20項(役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任)を根拠として社会福祉法人が損害賠償を求める訴えを提起するもの。

(注) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の13(理事会の権限等)第4項第3号に規定する重要な役割を担う職員(管理職員補償特約をセットした場合に追加することができます。)

- 役員賠償責任保険の正式名称は、会社役員賠償責任保険です。
- この保険は公益財団法人日本知的障害者福祉協会を保険契約者とし、同協会会員施設・事業所を運営する法人を加入者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)の団体契約です。この保険の「普通保険約款・特約集」、「保険証券」は保険契約者(公益財団法人日本知的障害者福祉協会)に交付されます。
- 保険期間は平成29年4月1日午前0時から平成30年4月1日午後4時までの1年間です。
- このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず【公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 会員様向け】役員賠償責任保険(D&O保険)のご案内および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

引受保険会社  
あいおいニッセイ同和損害保険(株)  
東京南支店世田谷支社  
東京都世田谷区若林1丁目19-6  
TEL:03-3413-9853

お問合わせ先(取扱代理店)  
日本知的障害者福祉協会 指定代理店 または  
株式会社 エヌシーアイ  
東京都世田谷区世田谷3丁目3-3グランドステータス世田谷2F  
TEL:03-3426-7757 FAX:03-3426-9779

(2017年5月承認)B17-100507

# 役員賠償責任保険のおすすめポイント

平成29年4月1日の改正社会福祉法施行により、役員等の損害賠償責任が明確化

- ①万が一、損害賠償請求が発生した場合、役員の個人資産をお守りします。
- ②ある役員に損害賠償請求があった場合、当該役員に対する監督・監視義務を怠ったとして、他の役員が賠償請求される場合が多々ありますが、その際も補償されます。
- ③善意・低報酬で役員・評議員に就任頂いている方も多いとお聞きしますが、この保険付保により安心して就任頂けます。
- ④しかも、保険料負担は法人です。  
(会社訴訟補償特約については、利益相反の観点から、役員の個人負担)
- ⑤また、いいがかりな損害賠償請求も増えていますが、その際の争訟費用も補償します。
- ⑥さらに、損害賠償請求がなされる前(苦情が入った場合)での弁護士との相談費用等も補償します。  
(自動セットの初期・訴訟対応費用補償特約)
- ⑦オプション「会社訴訟補償特約」により、「法人からの役員への損害賠償請求」にも対応します。

## 支払限度額(1事故・期間中)と年間保険料

	支払限度額	事業活動収入 3億円以下		事業活動収入 3億円超10億円以下		事業活動収入 10億円超50億円以下		事業活動収入 50億円超100億円以下	
基本部分	5,000万円	42,000円	(44,100円)	46,200円	(48,510円)	54,600円	(57,330円)	60,200円	(63,210円)
	1億円	51,800円	(54,390円)	67,900円	(71,300円)	79,800円	(83,790円)	88,200円	(92,610円)
	2億円	68,600円	(72,030円)	89,600円	(94,080円)	105,000円	(110,250円)	116,200円	(122,010円)
	3億円	78,400円	(82,320円)	102,200円	(107,310円)	120,400円	(126,420円)	132,300円	(138,920円)
	5億円	90,300円	(94,820円)	118,300円	(124,220円)	139,300円	(146,270円)	153,300円	(160,970円)

### <オプション特約>

	支払限度額	事業活動収入 3億円以下		事業活動収入 3億円超10億円以下		事業活動収入 10億円超50億円以下		事業活動収入 50億円超100億円以下	
会社訴訟 補償特約	5,000万円	4,900円	(5,150円)	4,900円	(5,150円)	6,300円	(6,620円)	7,000円	(7,350円)
	1億円	5,600円	(5,880円)	7,700円	(8,090円)	9,100円	(9,560円)	9,800円	(10,290円)
	2億円	7,700円	(8,090円)	9,800円	(10,290円)	11,900円	(12,500円)	12,600円	(13,230円)
	3億円	8,400円	(8,820円)	11,200円	(11,760円)	13,300円	(13,970円)	14,700円	(15,440円)
	5億円	9,800円	(10,290円)	13,300円	(13,970円)	15,400円	(16,170円)	16,800円	(17,640円)

	支払限度額	事業活動収入 3億円以下		事業活動収入 3億円超10億円以下		事業活動収入 10億円超50億円以下		事業活動収入 50億円超100億円以下	
コンサルティング 費用補償特約	1,000万円	2,800円	(2,940円)	3,500円	(3,680円)	4,200円	(4,410円)	4,900円	(5,150円)

※( )内は管理職員補償特約ありの場合の保険料

ぜひご検討ください！！

社会福祉法人向け 役員賠償責任保険は平成29年4月1日午前0時から平成30年4月1日午後4時までの一年間を補償期間とする団体契約ですが、年度の途中からでもご加入いただけます。年度途中の加入の場合、補償期間は加入手続きが完了した日(保険料入金日以降の指定日)からの補償開始となり、補償の満期日は平成30年4月1日午後4時までとなります。

(保険料につきましては、中途加入時からの月割計算となりますので、担当代理店または保険会社までお問い合わせください。)